

TELEC

測定器等較正業務の手引き

2010.04

財団法人 テレコムエンジニアリングセンター

目 次

はじめに

- I 較正対象の測定器と較正項目
- II 事務所、業務時間
  - 1 事務所
  - 2 業務時間等
- III 較正業務
  - 1 較正の種別
  - 2 較正の申請
  - 3 較正方法の概要
  - 4 較正完了通知書とラベルの貼付
- IV トレーサビリティ
- V 較正手数料
  - 1 較正手数料の額
  - 2 較正手数料の収納
- VI その他
  - 1 被較正測定器の損傷の責任
  - 2 被較正測定器の不具合
  - 3 較正の取り消し
  - 4 較正申請書用紙
  - 5 較正を受けた測定器等の情報公開

別表

- 第1表 較正の範囲
  - 第2表 較正申請書の様式
  - 第3表 1 較正完了通知書の記載例
  - 第3表 2 較正結果の記載例
  - 第4表 T E L E C のトレーサビリティ体系
  - 第5表 較正手数料
  - 第6表 較正手数料の算出例
  - 第7表 出張較正を行う場合の経費
- 指定較正機関に係わる較正業務を実施する事務所一覧

## はじめに

無線通信機器がさまざまな分野で広範囲に使われ、その性能、構造もますます高度化し、複雑化してきています。このため、これら機器の製造、保守、管理などに使用される測定器の高信頼性が強く求められるようになっていきます。高信頼性を実現するためには、使用される測定器が正しく国の標準に結ばれたトレーサビリティ体系のもとで、常に較正されていることが大切です。

財団法人テレコムエンジニアリングセンター（以下「TELEC」と言います。）（旧財団法人無線設備検査検定協会）では、平成9年11月に郵政大臣の指定を受け、平成10年2月から指定較正機関として測定器の較正を行っています。

以下にその概要を紹介します。

## I 較正対象の測定器と較正項目

指定較正機関に係る較正対象の測定器とその基本的な較正項目及び較正点数は、次のとおりです。本制度の下では、ここに示された較正項目・較正点数以上の較正を行う必要があります。

なお、較正範囲などの詳細は、別表の第1表を参照して下さい。

### 1 周波数計

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 基準周波数の合わせ込み | 1点（空洞周波数計以外の場合） |
| (2) 周波数目盛り      | 5点（空洞周波数計の場合）   |

### 2 スペクトル分析器（スペクトルアナライザ）

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| (1) 周波数特性              | 5点                |
| (2) 減衰器目盛り             | 3点                |
| (3) 管面目盛り；縦軸（振幅）       | 7点                |
| 横軸（周波数）                | 10点               |
| (4) 基準周波数の合わせ込み（オプション） | 1点（周波数計として使用する場合） |

### 3 電界強度測定器

- |             |               |
|-------------|---------------|
| (1) 電界強度    | 3点（1周波数レンジ当り） |
| (2) 電圧周波数特性 | 3点（1周波数レンジ当り） |
| (3) 減衰器目盛り  | 3点            |

### 4 高周波電力計

- |           |    |
|-----------|----|
| (1) 周波数特性 | 3点 |
| (2) 電力目盛り | 2点 |

- 5 電圧電流計
  - (1) 普通級 2点
  - (2) 精密級 2点
  
- 6 標準信号発生器
  - (1) 出力電圧目盛り 3点
  - (2) 減衰器目盛り 3点
  - (3) 基準周波数の合わせ込み(オプション) 1点
  
- 7 周波数標準器
  - (1) 周波数偏差 1点

## II 事務所、業務時間等

### 1 事務所

指定較正機関に係る較正業務は、松戸試験所並びに中日本、西日本、及び長野の3サービスセンターの計4か所（以下「事務所」と言います。）で実施しています。

なお、電界強度測定器、電圧電流計及び周波数標準器の較正は松戸試験所のみで実施しています。

事務所の所在地、電話番号等の詳細は、最後のページの事務所一覧表を参照して下さい。

### 2 業務時間等

#### (1) 業務時間

平日の午前9時30分から午後6時まで

#### (2) 休日

- ①土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ②12月30日から翌年1月4日まで
- ③TELEC設立の日（6月20日）

## III 較正業務

指定較正機関に係る較正業務は、較正申請書に記載された内容に基づき、国にトレースした較正器により、電波法で定められた要件を備えた較正員が実施します。

### 1 較正の種別

#### (1) 搬入較正

事務所において行う較正をいいます。

#### (2) 出張較正

校正を申請する者（以下「申請者」といいます。）の要請により、事務所以外の場所で行う校正をいいます。

## 2 校正の申請

指定校正機関に係る校正を申請するときは、別表の第2表の校正申請書を最寄りの事務所に提出し、校正の実施日時について打合せを行った上、校正しようとする測定器（以下「被校正測定器」といいます。）を事務所へ搬入して下さい。

申請書は、校正を受けようとする測定器ごとに作成して下さい。

ただし、複数の測定器等の校正を同時に受けようとする場合、一の校正申請書に測定器等の種別、名称又は型式、製造者名、製造番号及び附属品等を記載した一覧表を添えて申請を行うことができます。

被校正測定器に測定用ケーブル、方向性結合器あるいは固定減衰器などを付属させてご使用になるときは、それも含めて校正しますので一緒に提出して下さい（校正時に使用した測定ケーブル等以外のものを使うと、校正結果が反映されなりますので注意して下さい。）。

被校正測定器の操作に不明な点があるときは、説明をお願いすることがあります。

なお、申請に際してなるべく事前に電話等でお打ち合わせ下さるようお願いいたします。校正申請書の記入には、次の記載要領を参照して下さい。

### 校正申請書の記載要領

記載事項	記 載 要 領
住 所	法人又は団体の場合は、校正の申請を行う事務所の所在地を記入して下さい。
氏 名	自筆により記載したときは、押印を省略することができます。また、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに、原則責任者の役職及び氏名を記入して下さい。
測定器の種別	希望する被校正測定器の種別（I 校正対象の測定器と校正項目参照）を1機種だけ記入して下さい。
名称及び型式	被校正測定器の名称、型式を記入して下さい。
製 造 者 名	被校正測定器の製造会社名を記入して下さい。
製 造 番 号	被校正測定器の製造番号を記入して下さい。
付 属 品	被校正測定器の附属品があればそれを記入して下さい。測定用ケーブルなども含みます。

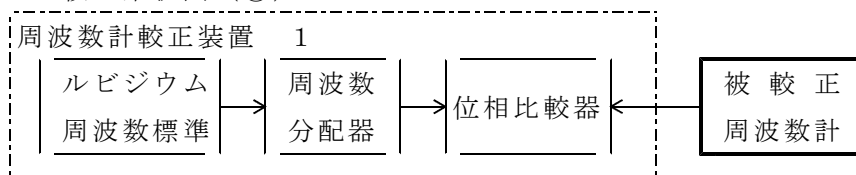
備 考	①較正に関して、具体的な打合せのできる方の所属、氏名及び電話番号（内線番号を含む。）を記入して下さい。 ②較正希望日を記入して下さい。 ③必要とする較正項目及び較正点数は、「Ⅰ較正対象の測定器と較正項目」に示したとおりですが、これ以上に較正項目及び較正点数を希望する場合は、ここに記入して下さい。 ④較正を希望する周波数、電力値及びレベル等も可能な限り記入して下さい。
-----	---

3 較正方法の概要

較正は、「Ⅰ較正対象の測定器と較正項目」に示した必要とする較正項目・較正点数及びそれ以上の較正項目・較正点数を希望する場合はその較正点数について行います。較正方法のあらまは、以下のとおりです。

(1) 周波数計

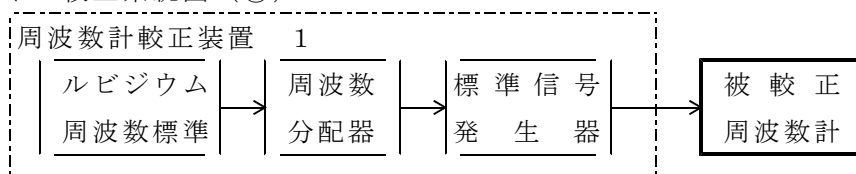
ア 較正系統図 (①)



①「基準周波数合わせ込み」

標準周波数と被較正周波数計の基準周波数との位相差を検出し、その位相差がなるべく小さくなるように被較正周波数計の基準周波数を調整します。

イ 較正系統図 (②)

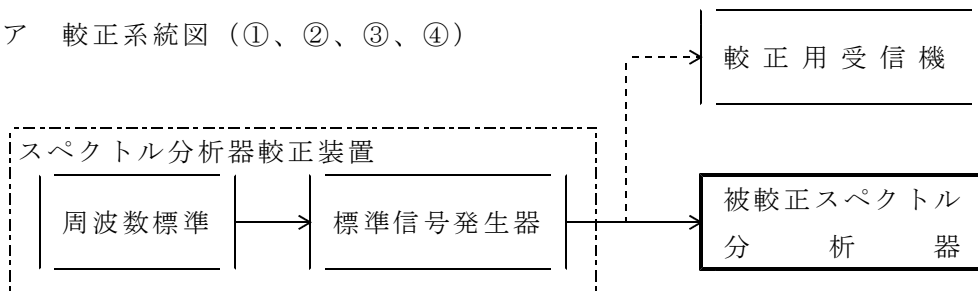


②「周波数目盛り」

被較正周波数計に標準信号発生器から較正点の周波数を加えて、指示値の較正をします。

(2) スペクトル分析器（スペクトルアナライザ）

ア 較正系統図（①、②、③、④）



①「周波数特性」

被較正スペクトル分析器の電力指示が一定値になるような標準信号発生器出力レベルをそれぞれ較正する周波数で求め、指示電力の絶対値を較正します。

標準信号発生器の出力レベルは、前もって較正用受信機で較正しておきます。また、標準信号発生器の基準周波数には、標準周波数を使用します。

なお、送信機のスプリアス電力測定用のときは、該当する付属機器（方向性結合器、固定減衰器等）もお持ち下さい。

②「減衰器目盛り」

被較正スペクトル分析器の入力回路の減衰器の減衰量を標準信号発生器の出力レベルを変化させて較正します。

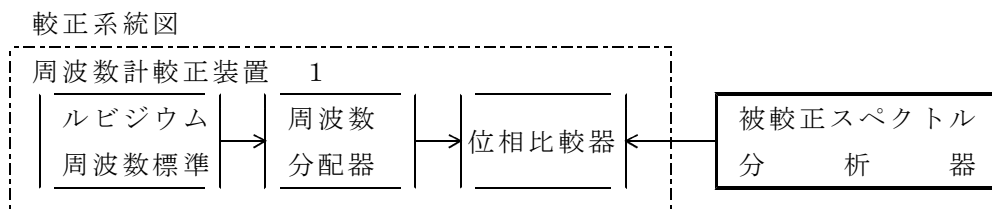
③「管面目盛り－振幅」

被較正スペクトル分析器の管面振幅目盛り（縦軸目盛り）の目盛りに対応した電力変化量の相対値を較正します。

④「管面目盛り－周波数」

被較正スペクトル分析器の管面周波数目盛り（横軸目盛り）の中心目盛りからそれぞれ左、右の目盛りに対応した周波数の変化幅を較正します。

イ 較正系統図（⑤）

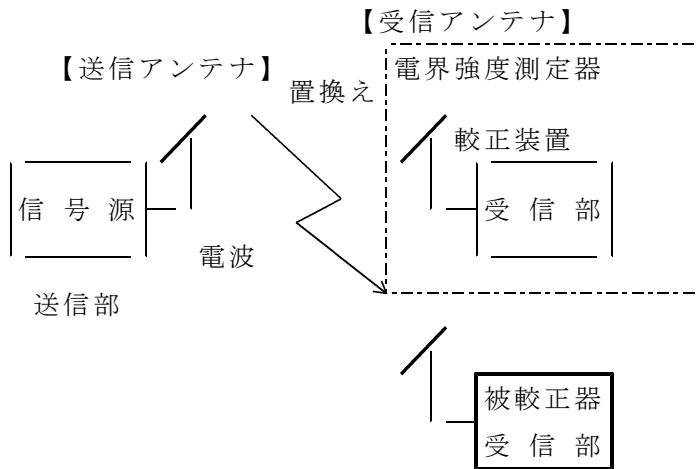


⑤「基準周波数合わせ込み」

標準周波数と被較正スペクトル分析器の基準周波数との位相差を検出し、その位相差がなるべく小さくなるように被較正スペクトル分析器の基準周波数を調整します。

(3) 電界強度測定器

ア 較正系統図 (①)

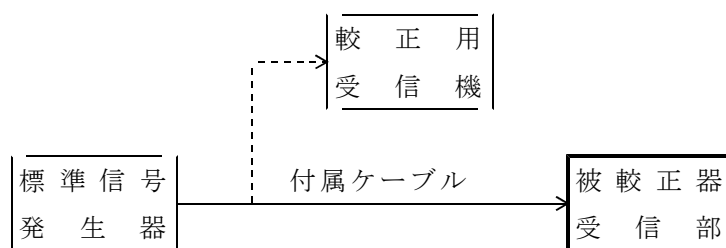


① 「電界強度」

1 GHz 以下の場合にはオープンサイトを、1 GHz を超える場合は電波暗室を使用し、参照アンテナ法で電界強度を較正します。送信アンテナから発射した電波を被較正器で受信し、受信部の指示値が較正したい電界強度となるように送信出力を調整します。

次に、電界強度測定器較正装置に置き換えて受信アンテナの位置の電界強度を測定します。このときの電界強度と被較正器の指示値の差分から被較正器の電界強度目盛りを較正します。

イ 較正系統図 (②、③)



② 「電圧周波数特性」

被較正器の受信部の入力端子（ケーブル先端）から信号を加えて、指示電圧に対応した電圧較正值を求めます。

送信機のスプリアス電力測定用のときは、該当する付属機器も一緒に持参して下さい。

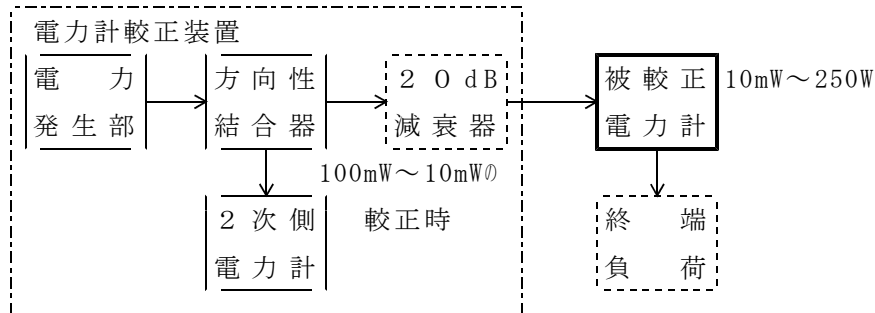
③ 「減衰器目盛り」

減衰器目盛りに相当する電圧変化量又は指示電圧の相対変化量の較正をします。

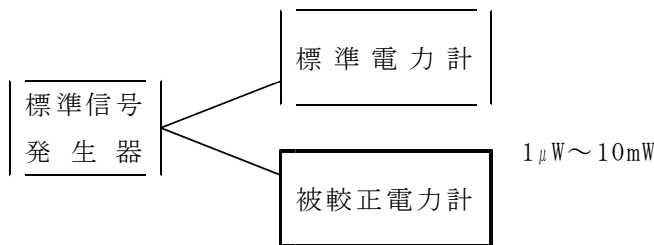


（4）高周波電力計

較正系統図



注：終端負荷は、被較正電力計が通過型のときに使用します。

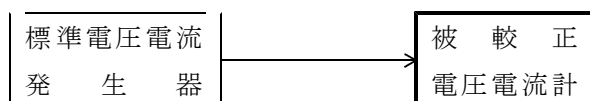


- ①「周波数特性」
- ②「電力目盛り」

被較正電力計に加えられている電力を、結合係数をあらかじめ周波数毎に較正した方向性結合器とその2次側の出力電力を測定する2次側電力計とで測定して、電力指示値の較正をします。但し、10mW以下の場合は、標準電力計により標準信号発生器の出力を測定し、その出力電力を直接又は固定減衰器を通して、被較正電力計に加えて電力指示値の較正をします。

（5）電圧電流計

較正系統図



- ①電圧目盛り

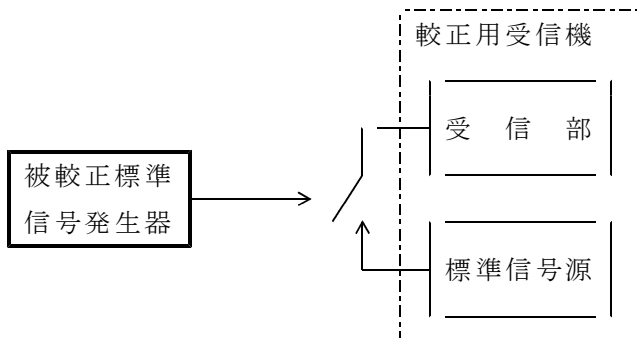
標準電圧電流発生器を使用して被較正器の電圧目盛りを較正します。

- ②電流目盛り

標準電圧電流発生器を使用して被較正器の電流目盛りを較正します。

(6) 標準信号発生器

ア 較正系統図（①、②）



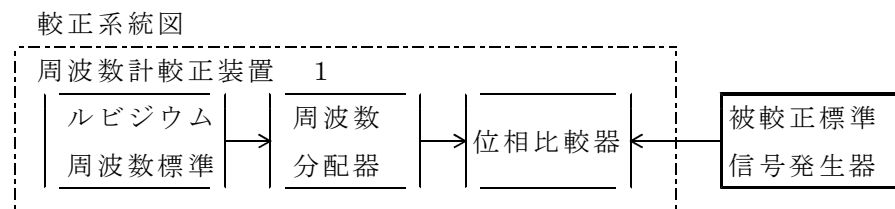
① 「出力電圧目盛り」

被較正標準信号発生器の出力電圧を較正用受信機で測定し、出力電圧絶対値の較正をします。

② 「減衰器目盛り」

被較正標準信号発生器の出力電圧を変化させたときの相対変化量を較正用受信機で測定し、出力電圧変化の相対値を較正します。

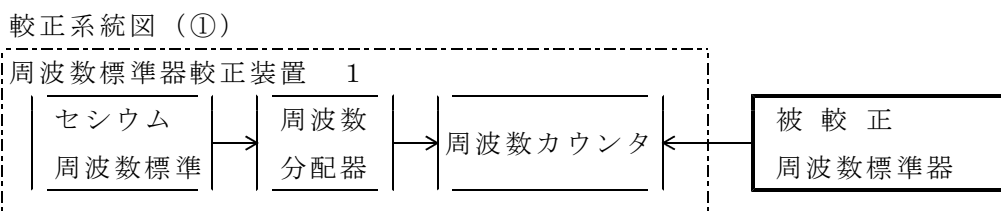
イ 較正系統図（③）



③ 「基準周波数合わせ込み」

標準周波数と被較正標準信号発生器の基準周波数との位相差を検出し、その位相差がなるべく小さくなるように被較正標準信号発生器の基準周波数を調整します。

(7) 周波数標準器



① 「周波数偏差」

セシウム周波数標準を基準として、被較正周波数標準器との周波数差を測定し、周波数偏差を較正します。

#### 4 較正完了通知書とラベルの貼付

較正が終われば別表の第3表－1示す較正完了通知書及び第3表－2に示す較正結果をお渡しします。

また、被較正測定器には、次のような様式の較正済のラベルを貼付します。

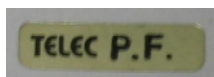
較正ラベルの様式



大きさ：直径20mm

色：地は金色，文字は黒色

なお、1台の測定器に複数の測定器の機能を含む複合測定器の場合は、その機能を明確にさせるために、次の様な補助ラベルを貼付し、その機能の略称をアルファベットにて表示します。



大きさ：左右20mm、天地5mm

色：地は金色，文字は黒色

F：周波数計、A：スペクトル分析器、P：高周波電力計、V：電圧電流計  
S：標準信号発生器

## IV トレーサビリティ

較正業務に使用するTELECの標準器は別表の第4表のようなトレーサビリティ体系により国の標準に結ばれています。

## V 較正手数料

### 1 較正手数料の額

較正手数料の額を別表の第5表に示します。手数料算出の例を第6表に掲げてありますから参照して下さい。

出張較正の場合は、第5表の額に第7表に示した経費を加算します。

### 2 較正手数料の収納

較正が終われば請求書により、較正手数料を請求しますので、次のいずれかの方法でお支払い下さい。

- (1) 現金、小切手、又は郵便為替を事務所へ持参又は郵送する。
- (2) 次に示すTELECの銀行口座へ振り込む。

なお、振込手数料は負担願います。

銀行口座		口座名義	財団法人	テレコムエンジニアリングセンター
銀	行	名		口座番号（普通預金）
みずほ銀行	本	店		1 8 1 6 9 7 5
三井住友銀行	東京	公務部		3 0 0 0 4 6 9
三菱東京UFJ銀行	大井	支店		0 9 0 1 3 9 4

## VI その他

### 1 被較正測定器の損傷の責任

TELECの不注意により被較正測定器を損傷した場合、その修復にはTELECで責任をもって処置します。

### 2 被較正測定器の不具合

較正開始時又は較正中に故障等の不具合が発見された場合は直ちに申請者に連絡しますので、申請者の責任において修復等の処置をお願いします。

### 3 較正の取消し

TELECは、較正を受けた測定器等が不正な手段により較正を受けたときは、その較正を取り消すことがあります。

### 4 較正申請書用紙

較正申請書は、第2表の様式（A4判）であれば自作のもので結構ですが、TELECの事務所にも用意してあります。

また、TELECのホームページ(<http://www.telec.or.jp>)よりダウンロードしてご利用ください。

### 5 較正を受けた測定器等の情報公開

TELECは、較正を受けた測定器等に係る申請者の氏名又は名称、申請書の受理年月日、測定器等の名称又は型式、測定器等の製造者及び製造番号、較正の内容、較正員の氏名、較正完了年月日、較正完了通知書の発行番号及び発行年月日又は較正申請書を情報公開の対象としますが、これらの情報の全部又は一部を公開しようとするときには、当該較正を受けた申請者からあらかじめ同意を得ることとします。

第1表 較正の範囲

## 較正の範囲

測定器等の種別		較正項目	較正範囲		
周波数計		基準周波数合せ込み	100kHz、1MHz、2.5MHz、5MHz、10MHz		
		周波数目盛り	1GHz～18GHz		
スペクトル 分析器		周波数特性	-30dBm～+10dBm		
		減衰器目盛り	0dB～90dB		
	管面 目盛り	振幅	0dB～100dB		
		周波数	100kHz以上110GHz以下		
		基準周波数合せ込み	100kHz、1MHz、2.5MHz、5MHz、10MHz		
電界強度 測定器 注2	電界強度	60dB $\mu$ V/m ～ 70dB $\mu$ V/m	9kHz以上30MHz以下		
		70dB $\mu$ V/m ～ 100dB $\mu$ V/m	25MHz以上1GHz以下		
		80dB $\mu$ V/m ～ 140dB $\mu$ V/m	1GHz以上5GHz以下		
		電圧周波数特性	30dB $\mu$ V ～ 130dB $\mu$ V	9kHz以上5GHz以下	
		減衰器目盛り	100dB以下	9kHz以上5GHz以下	
	高周波 電力計	50 $\Omega$	周波数特性 / 電力目盛り	0.1 $\mu$ W ～ 250W	100kHz以上110GHz以下
75 $\Omega$ 注3		0.1 $\mu$ W ～ 250W 注5		100kHz以上500MHz以下 注5	
電圧 電流計 注6	直流	電圧目盛り	10mV～1,000V		
		電流目盛り	10 $\mu$ A ～ 11A		
	交流 注7	電圧目盛り	1mV～1,000V		
		電流目盛り	0.03mA ～ 11A		
標準 信号 発生器 注8	50 $\Omega$	出力電圧	30dB $\mu$ V ～ 130dB $\mu$ V	注9	
		減衰器目盛り	0dB～130dB	100kHz以上50GHz以下	
		基準周波数合せ込み	100kHz、1MHz、2.5MHz、5MHz、10MHz		
	75 $\Omega$	出力電圧	30dB $\mu$ V ～ 130dB $\mu$ V	100kHz以上1.2GHz以下	
	減衰器目盛り	0dB～130dB			
周波数標準器 注10		周波数偏差	5MHz、10MHz		

注1 較正範囲のうち、スペクトル分析器の周波数範囲100kHz以上 110GHz以下は松戸試験所、100kHz以上 18GHz以下は西日本サービスセンター、中日本サービスセンター及び長野サービスセンターとする。

- 2 電界強度測定器の較正は、松戸試験所のみとする。
- 3 高周波電力計75Ωの較正は、松戸試験所及び西日本サービスセンターのみとする。
- 4 較正範囲及び較正業務を行うサービスセンターは、次のとおりとする。

高周波電力計50Ωの較正範囲		サービスセンター
周波数	電力	
100kHz ~ 1MHz	0.1μW ~ 150W	松戸
1MHz ~ 100MHz	0.1μW ~ 150W	
100MHz ~ 400MHz	0.1μW ~ 250W	
400MHz ~ 1GHz	0.1μW ~ 200W	
1GHz ~ 1.3GHz	0.1μW ~ 60W	
1.3GHz ~ 1.7GHz	0.1μW ~ 100W	
1.7GHz ~ 2GHz	0.1μW ~ 60W	
2GHz ~ 3GHz	0.1μW ~ 60W	
3GHz ~ 18GHz	0.1μW ~ 10W	
18GHz ~ 50GHz	0.1μW ~ 10mW	
50GHz ~ 110GHz	1μW ~ 10mW	
100kHz ~ 10MHz	1μW ~ 10mW	西日本
10MHz ~ 100MHz	1μW ~ 50W	
100MHz ~ 400MHz	1μW ~ 250W	
400MHz ~ 1GHz	1μW ~ 50W	
1GHz ~ 1.3GHz	1μW ~ 30W	
1.3GHz ~ 1.7GHz	1μW ~ 100W	
1.7GHz ~ 2GHz	1μW ~ 30W	
2GHz ~ 18GHz	1μW ~ 1W	中日本、長野
100kHz ~ 10MHz	1μW ~ 10mW	
10MHz ~ 1GHz	1μW ~ 50W	
1GHz ~ 2GHz	1μW ~ 30W	
2GHz ~ 18GHz	1μW ~ 10mW	

- 5 較正範囲及び較正業務を行うサービスセンターは、次のとおりとする。

高周波電力計75Ωの較正範囲		サービスセンター
周波数	電力	
100kHz ~ 2GHz	0.1μW ~ 10mW	松戸
1MHz ~ 500MHz	1W ~ 250W	
1MHz ~ 150MHz	1W ~ 50W	西日本

- 6 電圧電流計の較正は、松戸試験所のみとする。
- 7 電圧目盛りの交流特性は、1,000Vで10kHzまで、33Vで最高周波数の100kHzまでと

する。電流目盛りの交流特性は、11A で1kHzまで、30mAで最高周波数の10kHz までとする。

8 標準信号発生器75Ωの較正は、松戸試験所のみとする。

9 較正範囲のうち、標準信号発生器の周波数範囲100kHz以上50GHz 以下は松戸試験所、100kHz以上18GHz 以下は西日本サービスセンター及び中日本サービスセンター及び長野サービスセンターとする。

10 周波数標準器の較正は、松戸試験所のみとする。

## 第2表 校正申請書の様式

## 校 正 申 請 書

年 月 日

財団法人 テレコムエンジニアリングセンター 殿

郵便番号

申請者住所（注1）

（ふりがな）

氏 名（注2）

印

電話番号

下記の測定器等について校正を申請したいので、測定器等の校正に関する規則第3条の規定により、別紙の書類を添えて申請します。

## 記

1 測定器等の種別（注3）	
2 名称又は型式	
3 製造者名	
4 製造番号	
5 附属品	
6 備考	

注1 法人又は団体の場合は、校正の申請を行う事務所の所在地を記載して下さい。

注2 自筆により記載したときは、押印を省略することができます。また、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに原則責任者の役職及び氏名を記載して下さい。

注3 測定器等の校正に関する規則第2条各号に掲げる測定器等の種別を記載して下さい。



第3表－1 校正完了通知書の記載例

## 校正完了通知書

住 所 東京都〇〇区〇〇〇〇

氏 名 〇〇工業株式会社

1 校正が完了した測定器等	高周波電力計
2 名称又は型式	A型高周波電力計
3 製造者名	〇〇電気株式会社
4 製造番号	1 2 3 4
5 校正完了年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
6 発行番号	試較P第001号

上記の測定器等は、電波法第102条の18第1項の規定に基づく校正が完了したので、通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

財団法人 テレコムエンジニアリングセンター 印

第3表－2 較正結果の記載例

## 較 正 結 果

## 周波数特性

周 波 数 (MH z)	指示値 (W)	較正值 (W)
1 5 0	5	4 . 9 0
4 0 0	5	5 . 0 5
8 0 0	5	5 . 1 0

## 電力目盛り

周 波 数 (MH z)	指示値 (W)	較正值 (W)
4 0 0	2	2 . 0 1
4 0 0	4	4 . 0 0
4 0 0	6	6 . 0 1

## 試験条件

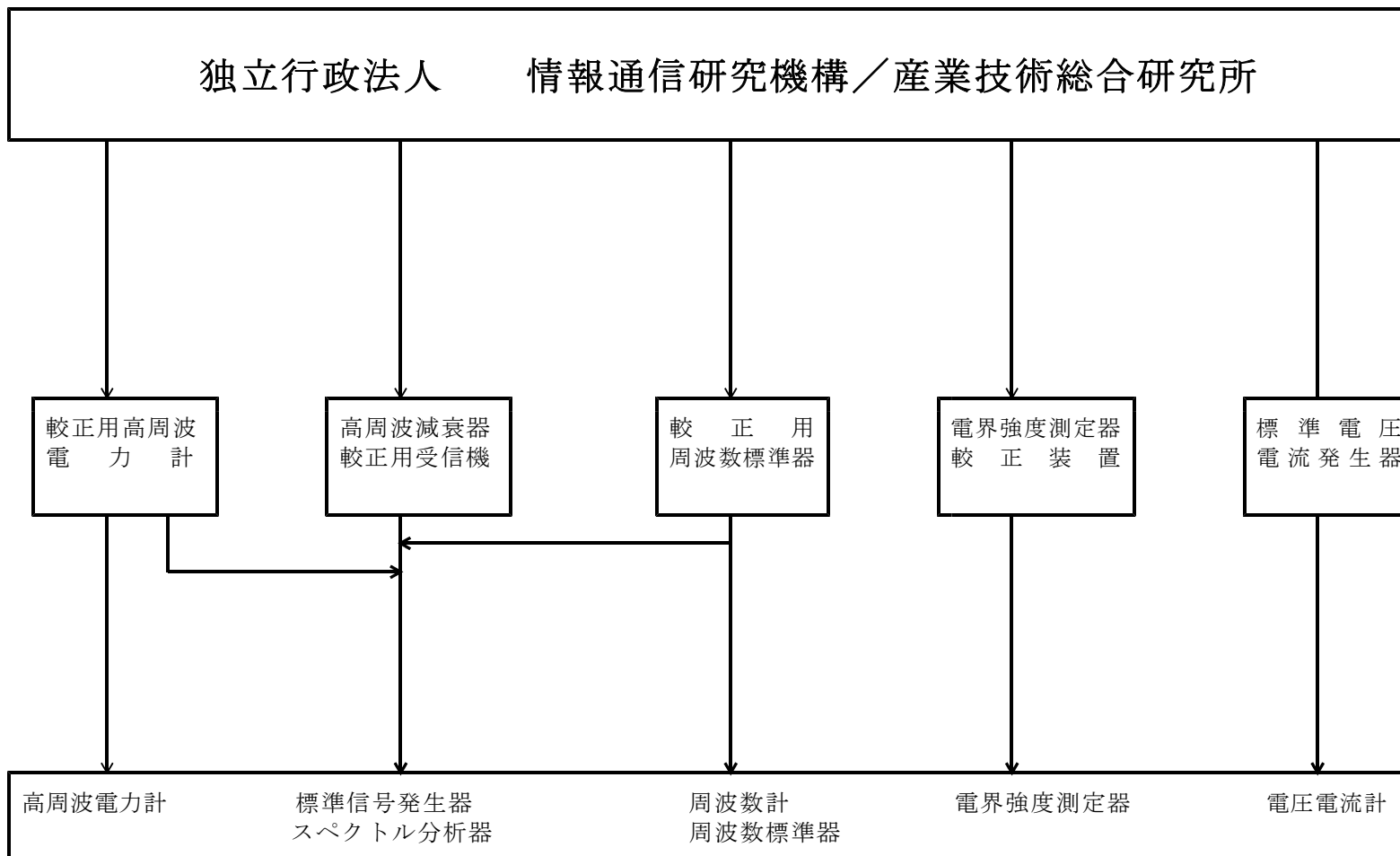
接 続                    5 D - 2 W      1 m 付属  
温度、湿度            2 5 °C      5 0 %

較正精度                    ± 4 %

第4表 TELECのトレーサビリティ体系

較正器等のトレーサビリティ

国の標準



TELEC 較正器

較正対象測定器

## 第5表 較正手数料

## 較正手数料

測定器等1台毎の較正手数料は、1に示す基本料金とします。

なお、申請者の希望により追加的に行う較正に対する点数料金は、2に示すとおりとし、この場合の較正手数料の算出方法は次のとおりとします。

$$\boxed{\text{較正手数料}} = \boxed{\text{基本料金}} + \boxed{\text{較正点数} \times \text{点数料金}}$$

ただし、ここでいう較正点数は、基本に係る較正に対して追加的に較正した点数とする。

## 1 基本料金

1台につき次の表の額とします。

測定器等の種別		基本料金（円）
周波数計	空洞周波数計	18,500
	その他のもの	17,300
スペクトル分析器		45,000
電界強度測定器		47,500
高周波電力計		24,500
電圧電流計	普通級	10,800
	精密級	12,800
標準信号発生器		21,700
周波数標準器		17,300

ただし、次の場合は、それぞれここに示す額を上記の額に加減し、これを基本料金とします。

なお、電圧電流計の普通級とは、デジタル方式の場合は4・1／2桁(00000～19999)

以下の表示のものをいい、アナログ方式の場合は1級より精度の悪いものをいう。

また、精密級とは、それ以外のものをいう。

- (1) スペクトル分析器において、これで周波数を測定するため基準周波数合わせ込みを行う場合、7,300円を追加します。
- (2) 電界強度測定器において、これでスプリアス発射の強度等のみを測定するため電界強度の較正を実施しない場合、28,200円を減じます。
- (3) 電界強度測定器において、次の周波数帯にまたがり較正する場合、次に示す額を追加します。

較正する周波数帯	追加する額（円）
① 9 kHz 以上 30 MHz 以下の場合	0
② 25 MHz 以上 1 GHz 以下の場合	25,000
③ 1 GHz 以上 5 GHz 以下の場合	0
④ ①と②にまたがる場合	53,200
⑤ ②と③にまたがる場合	
⑥ ①、②と③にまたがる場合	81,400

- (4) 1つの筐体に測定器等の種別が2以上組み込まれている複合測定については、次式に示す額をそれぞれ基本料金の和から減額する。

$$(N - 1) \times 5,000 \text{円} \quad (N : \text{種別数})$$

2 点数料金

測定器の種別及び較正項目ごとに、次の表の額とします。

測定器等の種別		較 正 項 目	点数料金（円） （注）	
周 波 数 計		基準周波数の合せ込み	7,300	
		周波数目盛り	1,700	
スペクトル 分 析 器		周波数特性	800	
		減衰器目盛り		2,300
		管面 目盛り	振 幅	2,300
			周波数	800
		基準周波数の合せ込み		7,300
電 界 強 度 測 定 器		電界強度	9kHz以上30MHz以下	2,400
			25MHz以上1GHz以下	4,400
			1GHz以上5GHz以下	2,400
		電圧周波数特性		800
		減衰器目盛り		2,300
		高周波 電力計	50 Ω	周波数特性
電力目盛り	2,900			
75 Ω	周波数特性		2,900	
	電力目盛り		2,900	
電 圧 電 流 計	普通級	電 圧 目 盛 り	400	
		電 流 目 盛 り	400	
	精密級	電 圧 目 盛 り	1,400	
		電 流 目 盛 り	1,400	
標準信号発生器		出力電圧目盛り	1,600	
		減衰器目盛り		2,300
		基準周波数の合せ込み		7,300
周波数標準器		周波数偏差	7,300	

注 点数料金は、1の周波数における1つの目盛りの場合の料金をいいます。

第6表 較正手数料の算出例

較正手数料の算出例

1 周波数計

- 例1 Iの1に示した較正項目・較正点数に係る較正
- 2 Iに1に示した較正項目・較正点数のほか、周波数目盛り2点追加し計7点の較正

項 目		較 正 手 数 料 (円)		合 計
		基本料金	点数料金	
例1	基準周波数の合わせ込み	17,300	—	17,300
例2	周波数目盛り	18,500	1,700×2	21,900

2 スペクトル分析器（スペクトルアナライザ）

- 例1 Iの2に示した較正項目・較正点数のみに係る較正（周波数計として使用しない場合）
- 2 Iの2に示した較正項目・較正点数のほか、周波数計として使用し、かつ、減衰器目盛り2点追加し計5点、管面目盛り（振幅）3点追加し計10点の較正

項 目		較 正 手 数 料 (円)		合 計
		基本料金	点数料金	
例1	周波数特性 減衰器目盛り 管面目盛り（振幅）	45,000	—	45,000
	管面目盛り（周波数） 基準周波数の合わせ込みを行わない場合			
例2	周波数特性 減衰器目盛り 管面目盛り（振幅）	45,000	2,300×2	63,800
	管面目盛り（周波数） 基準周波数の合わせ込みを行う場合		2,300×3 7,300	

### 3 電界強度測定器

例 1 I の 3 に示した校正項目・校正点数のみに係る校正

2 周波数レンジが 3 レンジの測定器（2.5 MHz 以上 1 GHz 以下）について I の 3 に示した校正項目・校正点数の校正のほか、減衰器目盛り 2 点追加し計 5 点の校正

3 電界強度測定器をスプリアス発射の強度等のみを測定するため、I の 3 に示した校正項目・校正点数の校正から電界強度の校正を実施しない校正

項 目		較 正 手 数 料 (円)		合 計
		基本料金	点数料金	
例	電界強度			
1	電圧周波数特性 減衰器目盛り	47,500	—	47,500
例	電界強度			
2	電圧周波数特性 減衰器目盛り	91,700 (注)	2,300×2	96,300
例	電圧周波数特性	19,300	—	19,300
3	減衰器目盛り			

(注)  $91,700 = 47,500 + 25,000 + 2,400 \times 3 \times 2 + 800 \times 3 \times 2$

### 4 高周波電力計

例 1 I の 4 に示した校正項目・校正点数のみに係る校正

2 周波数特性 2 点追加の場合

項 目		較 正 手 数 料 (円)			合 計
		基本料金	点数料金	付加料金	
例	周波数特性	24,500	—	—	24,500
1	電力目盛り				
例	周波数特性	24,500	2,900×2	—	30,300
2	電力目盛り				



## 5 電圧電流計

例 1 I の5に示した普通級の校正項目・校正点数のみに係る校正

2 I の5に示した精密級の校正項目・校正点数のみに係る校正

項 目		較 正 手 数 料 (円)		合 計
		基本料金	点数料金	
例	電圧目盛り	10,800	-	10,800
1	電流目盛り			
例	電圧目盛り	12,800	-	12,800
2	電流目盛り			

## 6 標準信号発生器

例 1 I の6に示した校正項目・校正点数のみに係る校正

2 I の6に示した校正項目・校正点数の校正のほか、減衰器目盛り2点追加し計5点の校正

項 目		較 正 手 数 料 (円)		合 計
		基本料金	点数料金	
例	出力電圧目盛り	21,700	-	21,700
1	減衰器目盛り			
例	出力電圧目盛り	21,700	2,300×2	26,300
2	減衰器目盛り			

第7表 出張較正を行う場合の経費

出張較正を行う場合の経費

1 派遣費

(1) T E L E C事務所と較正場所との間の移動に要する時間数について1時間当たり5,040円とする。1時間未満の端数は切り上げます。

(2)前期の移動に要する時間数は、使用する交通機関の標準の所用時間としますが、これにより難しい場合は、T E L E Cと申請者双方が協議して定めます。

2 旅費等

旅費等はT E L E Cの旅費規程によります。

3 運送費

実費とします。

## 指定校正機関に係る校正業務を実施する事務所一覧

事務所	所在地	電話	ファックス
松戸試験所	〒270-2222 千葉県松戸市高塚新田580番2号	047-391-0098 (電界強度) 047-391-0077	047-392-2609  047-391-7164
中日本 サービスセンター	〒461-0015 名古屋市東区東片端町23 東片端サンコービル7F	052-961-7568	052-950-1594
西日本 サービスセンター	〒542-0082 大阪府中央区島之内1丁目21番19号 オリエンタル堺筋ビル5F	06-4704-0055	06-6243-2353
長野 サービスセンター	〒380-0845 長野市大字南長野西後町1584番地2 麻場税経ビル4F	026-234-0055	026-238-0412